## 議案第4号

白井市税条例の一部を改正する条例の制定について

白井市税条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和6年9月4日提出

白井市長 笠 井 喜 久 雄

## 提案理由

本案は、私立学校法の一部改正に伴い、条例の一部を改正するものです。

## 白井市税条例の一部を改正する条例

白井市税条例(昭和40年条例第2号)の一部を次のように改正する。

第56条中「第64条第4項」を「第152条第5項」に改める。 附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

## 議案第4号資料

○白井市税条例(昭和40年条例第2号)新旧対照表

改正案

(略)

現 行 (略)

第56条 法第348条第2項第9号、第9号の2若しくは第12 号の固定資産又は同項第16号の固定資産(独立行政法人労働者 健康安全機構が設置する医療関係者の養成所において直接教育 の用に供するものに限る。) について同項本文の規定の適用を受 けようとする者は、土地については第1号及び第2号に、家屋に ついては第3号及び第4号に、償却資産については第5号及び第 6号に掲げる事項を記載した申告書を、当該土地、家屋又は償却 資産が学校法人若しくは私立学校法(昭和24年法律第270 号) 第152条第5項の法人、公益社団法人若しくは公益財団法 人、宗教法人若しくは社会福祉法人で幼稚園を設置するもの、医 療法 (昭和23年法律第205号) 第31条の公的医療機関の開 設者、令第49条の10第1項に規定する医療法人、公益社団法 人若しくは公益財団法人、一般社団法人(非営利型法人(法人税 法第2条第9号の2に規定する非営利型法人をいう。以下この条 において同じ。) に該当するものに限る。) 若しくは一般財団法 人(非営利型法人に該当するものに限る。)、社会福祉法人、独 立行政法人労働者健康安全機構、健康保険組合若しくは健康保険 組合連合会若しくは国家公務員共済組合若しくは国家公務員共 済組合連合会で看護師、准看護師、歯科衛生士、歯科技工士、助 産師、臨床検査技師、理学療法士若しくは作業療法士の養成所を 設置するもの、公益社団法人若しくは公益財団法人で図書館を設 置するもの、公益社団法人若しくは公益財団法人若しくは宗教法 人で博物館法(昭和26年法律第285号)第2条第1項の博物 館を設置するもの又は公益社団法人若しくは公益財団法人で学 術の研究を目的とするもの(以下この条において「学校法人等」 という。)の所有に属しないものである場合においては当該土地、 家屋又は償却資産を当該学校法人等に無料で使用させているこ とを証明する書面を添付して、市長に提出しなければならない。

第56条 法第348条第2項第9号、第9号の2若しくは第12 号の固定資産又は同項第16号の固定資産(独立行政法人労働者 健康安全機構が設置する医療関係者の養成所において直接教育 の用に供するものに限る。) について同項本文の規定の適用を受 けようとする者は、土地については第1号及び第2号に、家屋に ついては第3号及び第4号に、償却資産については第5号及び第 6号に掲げる事項を記載した申告書を、当該土地、家屋又は償却 資産が学校法人若しくは私立学校法(昭和24年法律第270 号) 第64条第4項 の法人、公益社団法人若しくは公益財団法 人、宗教法人若しくは社会福祉法人で幼稚園を設置するもの、医 療法 (昭和23年法律第205号) 第31条の公的医療機関の開 設者、令第49条の10第1項に規定する医療法人、公益社団法 人若しくは公益財団法人、一般社団法人(非営利型法人(法人税 法第2条第9号の2に規定する非営利型法人をいう。以下この条 において同じ。) に該当するものに限る。) 若しくは一般財団法 人(非営利型法人に該当するものに限る。)、社会福祉法人、独 立行政法人労働者健康安全機構、健康保険組合若しくは健康保険 組合連合会若しくは国家公務員共済組合若しくは国家公務員共 済組合連合会で看護師、准看護師、歯科衛生士、歯科技工士、助 産師、臨床検査技師、理学療法士若しくは作業療法士の養成所を 設置するもの、公益社団法人若しくは公益財団法人で図書館を設 置するもの、公益社団法人若しくは公益財団法人若しくは宗教法 人で博物館法 (昭和26年法律第285号) 第2条第1項の博物 館を設置するもの又は公益社団法人若しくは公益財団法人で学 術の研究を目的とするもの(以下この条において「学校法人等」 という。)の所有に属しないものである場合においては当該土地、 家屋又は償却資産を当該学校法人等に無料で使用させているこ とを証明する書面を添付して、市長に提出しなければならない。

(略)

(略)